

インフルエンザ予防接種費用助成のご案内

料飲国保組合では、インフルエンザの予防接種費用を一部助成します。

インフルエンザワクチンは、ウイルスに感染しても発症する可能性を低くし、万一発症した場合にも重症化を防ぐ効果があります。ただし、ワクチン接種は副反応・アレルギー反応が全くないわけではありません。アレルギーを持っておられる方や、体調を崩している時などにワクチン接種をされますと高熱が出ることがありますので、予防接種をされる前には必ず医師と十分相談をして、安全に接種して下さい。

①対象者	0歳～64歳（接種時）の料飲国保組合被保険者						
②接種期間	令和5年10月1日(日)から令和6年1月31日(水)まで						
③申請期限	令和6年3月31日(日)までに料飲国保組合に届くように所属組合に申請						
④助成金額	1名につき1,500円を上限・年度内1回限り助成(1,500円以下の場合は実費分の助成)						
⑤必要なもの 提出前にチェックしてください	<input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種費用助成金申請書 裏面 <input type="checkbox"/> 領収書のコピー※領収書には次のすべての記載が必要です。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 「インフルエンザ予防接種代」というただし書き</td> <td><input type="checkbox"/> 接種を受けた方の氏名(フルネーム)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 接種を受けた医療機関の名称</td> <td><input type="checkbox"/> 領収印</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 「インフルエンザ予防接種代」の領収額(複数名の場合は、1人毎の領収額が必要)</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 給付金振込口座申出書(すでに提出済みの世帯は不要)*⑧その他参照 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳等のコピー(すでに提出済みの世帯は不要)	<input type="checkbox"/> 「インフルエンザ予防接種代」というただし書き	<input type="checkbox"/> 接種を受けた方の氏名(フルネーム)	<input type="checkbox"/> 接種を受けた医療機関の名称	<input type="checkbox"/> 領収印	<input type="checkbox"/> 「インフルエンザ予防接種代」の領収額(複数名の場合は、1人毎の領収額が必要)	
<input type="checkbox"/> 「インフルエンザ予防接種代」というただし書き	<input type="checkbox"/> 接種を受けた方の氏名(フルネーム)						
<input type="checkbox"/> 接種を受けた医療機関の名称	<input type="checkbox"/> 領収印						
<input type="checkbox"/> 「インフルエンザ予防接種代」の領収額(複数名の場合は、1人毎の領収額が必要)							
⑥申請先	所属組合へ提出 ※所属組合がわからない場合は事業主様へご確認ください。						
⑦支払方法	(准) 組合員指定の金融機関口座に料飲国保組合から振込						
⑧その他	*助成金申請書・給付金振込口座申出書はホームページよりダウンロードできます。 *事業所でとりまとめた申請は「事業所一括申請用」の申請書をご提出ください (事業主指定の口座にまとめて振り込みます) ※ご希望の事業主様は申請書を所属組合からお取り寄せもしくはホームページよりダウンロードして下さい。						

助成金申請の流れ

- インフルエンザ予防接種を直接、医療機関に申し込む(指定医療機関なし)
- 接種後、医療機関から必要事項を満たした領収書をもらう
*上記「⑤必要なもの」にある内容がすべて記載されているかご確認ください
- 「インフルエンザ助成金申請書」と領収書コピー・口座申出書^{※1}・通帳コピー^{※2}を所属組合に提出する
*すでに口座の申出書を提出済みの場合は※1、※2は提出不要です
- 支給決定後、料飲国保から金融機関口座に振込
*毎月20日までに申請を受付けた分は翌月20日頃に振込予定

給付金のご指定の口座に振込みます！

個人給付金は、皆様から申出のあった金融機関口座に振り込みます。
初めて振込口座を申出される場合は、申請書とあわせて次の書類を提出してください。

- 給付金振込口座(変更)申出書
- 金融機関の通帳等のコピー(口座番号と口座名義がカタカナで記載されているページ)
登録できる口座は1世帯1つ(原則として世帯主の口座)に限ります。